

## パートナーシップ宣誓制度について

### 1 これまでの経緯

県では、これまで「福井県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権啓発基本方針を策定するとともに、長期ビジョンに「多様な価値を認め合う『共生社会』の実現」を掲げ、性的マイノリティについての啓発活動を行ってきた。

また、支援団体との意見交換のほか、専門家や当事者を招いた勉強会の開催、導入市町との情報交換などを行い、同性カップルなどがパートナーであることを宣誓する制度について調査・研究してきた。

こうした中で、全国の自治体においては、パートナーシップ宣誓制度の導入が進んでおり、国会ではLGBT理解増進法も衆議院本会議で可決されるなど、社会的な関心が高まってきている。

### 2 導入に向けて

上記の経緯を踏まえ、性的マイノリティの不利益を軽減するとともに、県民の理解を促し、多様な価値観を認め合う「共生社会」の実現を目指すため、パートナーシップ宣誓制度の導入に向けて検討を進めたい。

### 3 制度の概要（案）

- ・性的マイノリティのカップルが、互いを人生のパートナーとして協力し合う約束をした関係であることの宣誓書を県に提出し、県が受領証を交付する制度
- ・県の要綱に基づくサービス提供制度

#### ア 宣誓者の要件

- ・成年に達していること
- ・いずれか一方が県内に居住または県内への転入を予定していること
- ・配偶者がなく、他にパートナーがいないこと
- ・パートナーと近親者でないこと

#### イ 宣誓手続き

- ・必要書類（住民票等）を県に提出し、県の窓口にて宣誓
- ・県から宣誓書受領証を交付

#### ウ 解消手続き

- ・県に返還届を提出して受領証を返還

### 4 効果

- ・婚姻制度とは異なり、宣誓により、法的効果（権利・義務）は生じない。
- ・サービスの提供主体が認める場合、受領証は、公営住宅・民間賃貸住宅の入居申込みや、公立・民間病院での面会等、生命保険の受取りの際などに利用できる。（ただし、サービス提供主体によって利用可能な範囲は異なる。）

(参考)

1 他自治体・国の状況

(1) 他県

- ・導入済 12 都府県 茨城 (R1.7)、大阪 (R2.1)、群馬 (R2.12)、佐賀 (R3.8)、三重 (R3.9)、青森 (R4.2)、秋田 (R4.4)、福岡 (R4.4)、栃木 (R4.9)、東京 (R4.11)、静岡 (R5.3)、富山 (R5.3)
- ・導入予定 2 県 長野 (時期未定)、石川 (時期未定)

(2) 県内

- ・導入済 4 市 越前市 (R4.10)、勝山市 (R5.4)、鯖江市 (R5.4)、あわら市 (R5.6)
- ・導入予定 1 町 永平寺町 (R6.4)  
その他の市も検討予定

(3) 国

- ・自民・公明両党が性的マイノリティへの理解増進法案を国会に提出 (5/18)、衆議院本会議で可決 (6/13)
- ・広島サミットにて G7 首脳声明に「LGBT など性的少数者の人権と基本的自由に対するあらゆる侵害を強く非難する」と明記 (5/20)

2 支援団体から県への要望書の提出

要望： 令和4年7月22日 (金)

団体： 県内7団体

〔 ELLY 福井、丹南市民自治研究センター  
なろっさ！ALLY (いけだ、さばえ、ふくい、えちぜん)  
レインボー敦賀 #ダイバーシティ 〕

- 内容：
- ・同性パートナーシップ制度の導入
  - ・同性パートナーシップ制度の申請により、利用できる行政サービスや施策の整理・周知
  - ・県から基礎自治体への制度導入の働きかけ
  - ・行政・医療・教育機関等における研修の実施とガイドラインの作成、関連団体への働きかけ